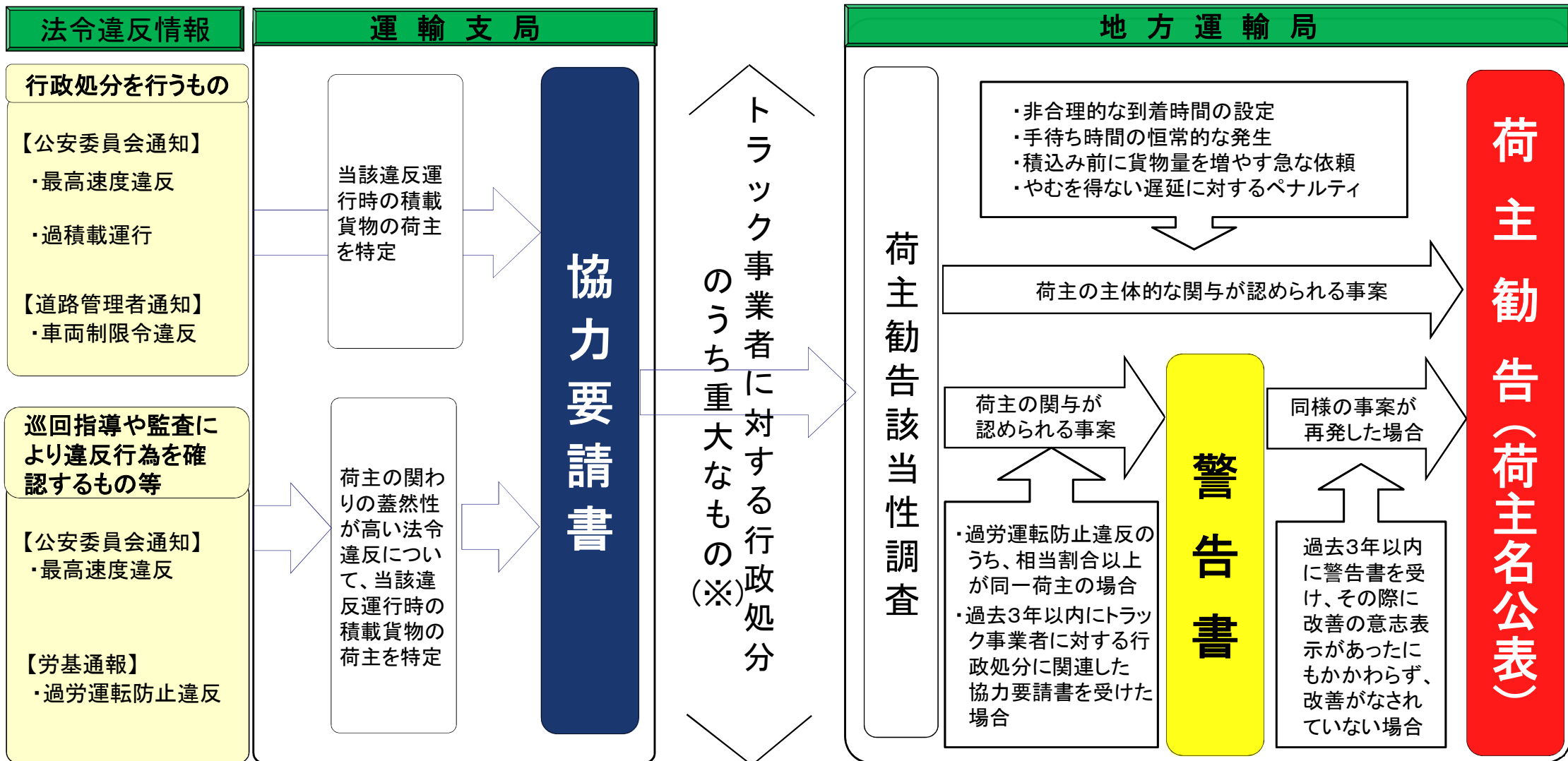


〈平成29年通達〉

〈新たな措置：事業法、通達を改正〉

- 荷主関与の蓋然性が高い法令違反情報に対して、迅速に荷主を特定し改善の協力を要請する仕組みを創設。
- 荷主勧告の発動基準及び荷主関与の判断基準をより明確化。

- 貨物軽自動車運送事業者を対象に追加
- 警告書の発出対象を従前のものに加え、過去3年以内に、支社等の別、法令違反行為の種別を問わず5回の協力要請を受けていた場合を追加。



(※) 行政処分のうち重大なものとは、事業停止処分事案、過労運転防止違反の件数が多い事案、死亡事故等の社会的影響が大きい事案とする。

荷主勧告に該当すると想定される事案

